

# 学校近辺の通学経路（案）

①～③：歩道あり。徒歩児童の通学経路は、令和4年度通学路をベースとして一部修正。



# 学校近辺のバスルート図（案）

①～③：歩道あり、④：歩道なし（学校整備に合わせて拡幅予定）  
 徒歩児童の通学経路は、令和4年度通学路をベースとして一部修正。

→ : バスルート(案)  
 - - -> : 徒歩児童の通学経路(案)

敷地の拡張に合わせて新たな外周道路を整備予定。

①ヒルズ通り（市道1級42号線）を南下

④東側（市道沖宿17号線）から学校へ  
 ※学校整備に合わせて拡幅予定。

【バスルート設定の考え方】

- ・バスルートと徒歩児童の通学経路との交差は最小限に抑える。
- ・バスの大きさは、現行の道路幅を十分に考慮する。
- ・極力、車線が往復の方向別に分離（2車線以上）されており、歩道を備えた道路を通す。

③市道沖宿251号線→市道沖宿131号線を北上

②県道118号線を西へ

